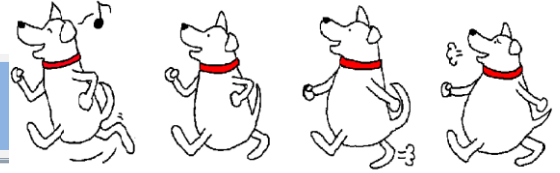


5. 障害児の療育



児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に分かれます。

対象者

身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童、ただし、診断や障害者手帳を有することが必須条件ではなく、療育の必要のある児童

(1)障害児通所支援

○児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能集団生活への適応訓練を行うサービス。

○医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能の障害がある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービス。

○放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、放課後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行うサービス。

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。

○保育所等訪問

保育所やその他児童が集団生活を営む施設等に訪問し、その施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス。

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所(市内)

児童発達支援	所在地	電話番号
児童発達支援センター ひまわり	大館市池内字大出 82 番地 身体障害者福祉センター内	0186-42-3553
児童発達支援・放課後等デイサービス ふあみーゆ	大館市字代野 233番地 14	0186-99-0107
多機能型事業所 のっぼ	大館市東台一丁目4番29号	0186-59-7665
放課後等デイサービス	所在地	電話番号
放課後等デイサービス なかよしとつと	大館市比内町扇田字長岡 70 番地 3	0186-57-8171
放課後等デイサービス 一心堂	大館市東台二丁目1番 60 号	0186-44-4575
放課後等デイサービス 一心堂 2号店	大館市東台二丁目10番9号	0186-57-8199
放課後等デイサービス 一心堂 3号店	大館市東台二丁目3番38号	0186-59-7725
児童発達支援・放課後等デイサービス ふあみーゆ	大館市字代野 233番地 14	0186-99-0107
わんぱく広場	大館市片山町一丁目3番10号	0186-59-7510
多機能型事業所 のっぼ	大館市東台一丁目4番29号	0186-59-7665
放課後等デイサービス くら Labo	大館市字向町23番地	090-7459-1308

利用者負担

対象児の保護者のかたは、原則としてサービスにかかる費用の1割負担。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービスです。

対象者

障害児通所支援を申請した障害児等

内容

障害児通所支援の利用者に係る障害児支援利用計画の作成と支援施設等との連絡調整を行うサービス

事業所

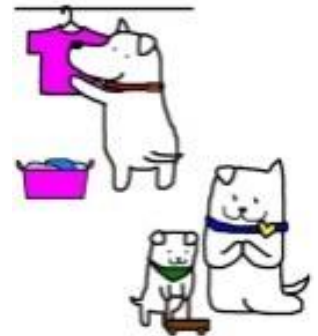
相談支援事業所	所在地	電話番号
おおだて障害者相談支援センター	大館市泉町9番19号 泉町地域ふくしセンター	0186-57-8212
相談支援事業所 プラットホームおおだて	大館市清水一丁目1番20号	0186-59-4110
相談支援事業所 ぱれっと	大館市泉町5番5号	0186-59-4580
扇田・介護と相談支援所	大館市比内町扇田字扇田 423 番地	0186-55-3702

◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532



(3) 障害児すこやか療育支援事業

児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度です。(県事業)

対象者

児童発達支援または医療型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という)等の利用者

助成対象

①サービス利用に係る利用者負担額

②サービス利用に係る食費

※利用者負担上限額の軽減等の適用を受ける場合は、適用後の利用者負担額の半額までを助成します。また、食費の軽減措置を受ける場合は、軽減後の食費の半額を助成します。

所得制限があります。

必要書類

希望者は児童発達支援等の申請手続きの際に下記へお問い合わせください。

◆(3)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 7 番窓口

電話 43-7054 FAX 42-0160